



鳥取県公報

平成 21 年 6 月 3 日 (水)
号外第 68 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (59) (業務効率化室) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則が施行されることに伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定等の事務処理権限区分を次のとおり定める。

区 分	決裁権限
長期優良住宅の普及の促進に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の認定 ・ 計画の変更認定 ・ 計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）の地位の承継の承認 ・ 認定長期優良住宅の建築等についての報告の請求 ・ 認定計画実施者に対する改善措置命令 ・ 計画の認定の取消し ・ 認定計画実施者に対する助言及び指導 	総合事務所長 委任
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情を勘案した住宅の床面積の下限の算定 	局長専決

(2) 施行期日は、平成21年6月4日とする。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第59号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後										改 正 前											
別表第3（第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係） 行旅観光課 人権 地域づくり支援課 くらしの安心局 経済産業課 雇用人材課 産業振興課 市郷野行 森林・林業課 農林総合研究所及び水産振興局の附事務に係る事務処理権限										別表第3（第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係） 行旅観光課 人権 地域づくり支援課 くらしの安心局 経済産業課 雇用人材課 産業振興課 市郷野行 森林・林業課 農林総合研究所及び水産振興局の附事務に係る事務処理権限											
所 属 名	事 項 種 類 内 容	事務処理権限の区分								地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項 種 類 内 容	事務処理権限の区分								地方機関の 長の名称
		専 決 権 者		委 任 決 断 権 者		地 方 機 関		地 方 機 関					専 決 権 者		委 任 決 断 権 者		地 方 機 関		地 方 機 関		
		知事	知事	部長	局長	課長	部長	局長	課長				部長	局長	課長	部長	局長	課長	部長	局長	
略										略											
住宅政策課										住宅政策課											
	二十六 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第77号）に基づく知事の権限に係る事務	1 同法第6条第11項の規定による長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定（一）東部総合事務所及び中部総合事務所								東部総合事務所長										東部総合事務所長	
		2 同法第8条第1項の規定による計画の変更の認定（同法第9条第1項の規定により変更申請された計画の変更認定を含む。）（一）東部総合事務所及び中部総合事務所								東部総合事務所長										東部総合事務所長	
		3 同法第10条の規定による計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）の地位の承継																			

	<p>の承認</p> <p>(一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所 所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び北東総合事務所の所管区域に係るもの</p>									東部総合事務所長											
	<p>4 同法第12条の規定による認定長期優良住宅の建築等についての報告の請求</p> <p>(一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所 所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び北東総合事務所の所管区域に係るもの</p>									東部総合事務所長	中部総合事務所長	西部総合事務所長									
	<p>5 同法第13条の規定による認定計画の実施者への改善に必要な措置の命令</p> <p>(一) 東部総合事務所及び中部総合事務所 所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所 所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所 所の所管区域に係るもの</p>									東部総合事務所長	中部総合事務所長	西部総合事務所長									
	<p>6 同法第14条の規定による計画の認定の取消し</p> <p>(一) 東部総合事務所及び中部総合事務所 所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所 所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所 所の所管区域に係るもの</p>									東部総合事務所長	中部総合事務所長	西部総合事務所長									
	<p>7 同法第15条の規定による認定計画の実施者への助言及び指導</p> <p>(一) 東部総合事務所及び中部総合事務所 所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所 所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所 所の所管区域に係るもの</p>									東部総合事務所長	中部総合事務所長	西部総合事務所長									
二十七 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）に基づく知事の権限に属する事務	<p>1 同法第4条の規定による住宅の床面積の下限の算定</p>																				

略

略

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。